

民生教育常任委員会会議録

- 1 日 時 令和7年6月17日（火）
午前9時59分～午前10時24分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 小野寺美穂 副委員長 大友 康信
委員 阿部 正義 委員 佐藤さやか
委員 佐藤 繁樹 委員 熊谷克彦
委員 長南 良彦
- 4 欠席委員 な し
- 5 説明のため 健康福祉部長 中山 聖子
出席をした 健康福祉部次長兼 西坂 路子
者の職氏名 こども支援課長
保険年金課長 太田 英男
健康福祉部企画員兼 渡邊 幸恵
こども支援課長補佐
保険年金課長補佐 松原 美佳
こども支援課主幹兼 齋藤 寛樹
子育て支援係長
こども支援課主幹兼 佐藤 優太
保育係長
保険年金課主幹兼 小林 亜沙美
国民健康保険係長
- 6 事務局職員 事務局 局長 綱川 宏一
主幹兼議事調査係長 若林 潤
主 事 高橋 桃花

7 付 議 事 件

- (1) 議案第55号 名取市平成23年東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第56号 名取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第57号 名取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

午前9時59分 開会

○委員長（小野寺美穂） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから民生教育常任委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、健康福祉部長及び担当課長等の出席を求めていますので、報告いたします。

次に、本日の会議に係る一切の資料をお手元に配付しておきましたので御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

議案第55号 名取市平成23年東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。佐藤繁樹委員。

○委員（佐藤繁樹） 本件は対象者が26世帯ということをお聞きしてしまして、少ないわけですが、個別に通知するのかどうか、またするとすればどういった方法ですかお知らせください。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、国民健康保険係長。

○保険年金課国民健康保険係長（小林亜沙美） 令和6年度に引き続き、令和7年度も対象者には減免申請の案内の送付を予定しております。個別に郵送し、通知いたします。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。阿部正義委員。

○委員（阿部正義） 議場で影響額と該当の世帯数の答弁がありましたけれども、議案第55号資料その2で、③、④、⑥、⑦の令和7年度に変更になるというところの、ちょっと細かいのですが、個別の世帯数だったり影響額を捉えていけば教えてください。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、国民健康保険係長。

○保険年金課国民健康保険係長（小林亜沙美） まず、③の平成27年に指定解

除された区域、600万円以下の2分の1減免が終了になる世帯に関しては1世帯になります。

次に、④の平成28年に指定解除された区域の600万円以下の方で、令和6年度は全額減免が2分の1減免に変わる対象世帯は15世帯になります。

次に、⑥の令和5年4月2日以降に指定解除された区域の600万円超えの4月から9月分減免が減免終了になる世帯はゼロ世帯です。

次に、⑦の令和7年3月31日に指定解除された区域の600万円を超える分が、全額減免が4月から9月分減免になる世帯はゼロ世帯になります。

○委員長（小野寺美穂） 26世帯の内訳ということなので、もう一度詳細によろしいですか。答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（太田英男） あくまで減免対象区域の世帯数ということで、改めて説明させていただきたいと思います。

④の旧居住制限区域等の平成28年に指定解除された区域の対象者が15世帯、続きまして同じ④の平成29年4月1日に指定解除された区域については9世帯です。

続きまして、⑤の旧帰還困難区域等に該当する世帯はありません。

続きまして、⑥の旧特定復興再生拠点区域の令和4年度と令和5年4月1日に指定解除された区域の600万円以下の全額減免される世帯が1世帯、その下の欄の令和5年4月2日以降に指定解除された区域の全額減免については、対象者がゼロ世帯となっております。

⑦の旧帰還困難区域についてはゼロ世帯、最後の帰還困難区域の対象世帯が1世帯ということで、全体で26世帯という形になっております。

○委員長（小野寺美穂） 阿部正義委員。

○委員（阿部正義） 本会議で影響額は約344万円という答弁でしたが、これは全体が約344万円ということであって、今回変更になるところの分はまだ捉えていないという認識でよろしいですか。減免終了だったり2分の1の減免に変更となるところの影響額が約344万円なのか、それとも全体が約344万円なのか、そこだけ、細かいのですが教えてください。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（太田英男） 今回、影響額ということで約344万円と示させ

ていただいたものについては、令和6年度の課税状況を基に算定した令和7年度の税率を基に試算させていただいたもので、全体ということで捉えていただければと思います。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。大友康信委員。

○委員（大友康信） 今、名取市内に在住されている避難されてきた方、亡くなられたりとか、または指定解除されたことでふるさとに帰った方もいらっしゃるのかもしれないのですが、今、市内にどれぐらいの世帯の方が在住されているかということをもし把握されていればお伺いしたいと思います。

○委員長（小野寺美穂） 保険年金課長。

○保険年金課長（太田英男） 実際の減免の対象世帯数が26世帯ということとはつかんでいるのですが、原発から避難された方ということで見させていただくと、どうしても対象者はこちらでつかみ切れていないという状況です。

○委員長（小野寺美穂） 大友康信委員。

○委員（大友康信） これまで、こういった減免の形でずっと進んできており、結局、国から示された上でこういう形になると思うのですが、今後の見通しとして、いつぐらいまでこういった減免が続くという、何か見通しを持っているのであれば教えていただきたいと思います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（太田英男） 減免については、毎年度国から財政支援があるということを前提にこちらの減免取扱いをしている状況です。

また、令和5年度においても、指定解除されておおむね10年というところの減免が終了する見込みということでの期間ということで国から示されているという状況でして、まだそれ以降の具体的な通知内容については国からいただいておりますので、随時、国からの指針が示された状況において、このような形で提案をさせていただくようなところです。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 今、答弁の中で財政支援とありましたが、減免に対する財政支援の内容についてお尋ねします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長補佐。

○保険年金課長補佐（松原美佳） 災害臨時特別補助金が10分の2、特別調整

交付金が10分の8となっていることから、減免相当額10分の10の補助対象となっております。

○委員長（小野寺美穂） 熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 最終的には減免に対して名取市国民健康保険特別会計から持ち出しはないという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長補佐。

○保険年金課長補佐（松原美佳） 委員お見込みのとおりとなります。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第55号 名取市平成23年東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号 名取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。阿部正義委員。

○委員（阿部正義） 代替保育についてお伺いいたします。本会議でも少しお話しされたと思うのですが、連携に関しては、連携するところとうまく連携を取れているところも、そうでないところもあるということでした。これまで、代替保育を行った事例とかがあるのかどうかお伺いいたします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保育係長。

○こども支援課保育係長（佐藤優太） 現段階で代替保育があったという事例

はないと認識しております。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。佐藤繁樹委員。

○委員（佐藤繁樹） 議案書67ページの半分より下のほう、（１）のところで伺いたします。アの中に「それぞれの役割分担及び責任の所在が明確化」とありますが、具体的にどういった内容があるのかお知らせください。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、子育て支援係長。

○こども支援課子育て支援係長（齋藤寛樹） 代替保育の役割分担ということですが、家庭的保育事業を行う事業者と保育所との中で協議を結んでおりまして、その中で役割を定めるものとなっております。

○委員長（小野寺美穂） 佐藤繁樹委員。

○委員（佐藤繁樹） 具体的にどういったものがあるか知りたいのですが、改めて伺いたします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保育係長。

○こども支援課保育係長（佐藤優太） 具体的な事例について、本市であったわけではないのですが、一般的に考えられるものとして、例えば保育所で病気がはやって代替保育が必要になる場合などに、受入先でどのような職員を配置してどのように対応するか等を事前に協議の中で決めていくようなことと捉えております。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 議案第56号資料の中で附則第3条のところに、連携施設を確保しないこととすることができる期間について、条例施行日から10年を15年に延長ということになるのですが、延長する根拠といいますか、この辺はどういうところから15年にするというところになったのか伺いたしたいと思います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、子育て支援係長。

○こども支援課子育て支援係長（齋藤寛樹） こちらに関しては、国で子ども・子育て支援等の分科会というところがありまして、そちらの中で、現段階の10年というのが令和6年度末で終了だったのですが、そこでは全て連携が見込めないというところで、5年さらに延長するという決定に至ったものです。

○委員長（小野寺美穂） 長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 本会議のときも質疑があり、市内にある施設の中では特

に影響がないという答弁があったと思うのですが、こういった根拠というか理由をもって影響ないと捉えておられるのか、その具体的な内容をお伺いします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、子育て支援係長。

○こども支援課子育て支援係長（齋藤寛樹） 市で、市内の地域型保育施設の連携状況、協定書の状況を確認しているのですが、市内11施設ある連携施設の中で全て保育支援や代替保育に関する協定書の締結が済んでいることを確認していることから、影響はないものと見込んでおります。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。佐藤繁樹委員。

○委員（佐藤繁樹） 先ほど私が質疑した部分ですが、そうすると、そういった具体例を挙げての部分は、協定書か何か書面で事業者間同士で取り交わすものでしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保育係長。

○こども支援課保育係長（佐藤優太） 委員お見込みのとおりです。

○委員長（小野寺美穂） 佐藤繁樹委員。

○委員（佐藤繁樹） 議案書67ページ、（1）の最後に「市長が認めること」と書いてあるのですが、そうすると、市は、書面を提出してもらって書面上で確認するのか、それとも現場まで行ってしっかりと見て確認をするのか、認める方法についてお伺いいたします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、子育て支援係長。

○こども支援課子育て支援係長（齋藤寛樹） こちらに関しては原則書面での確認を考えておりますけれども、必要に応じて現場の確認も必要とは捉えております。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 議案書68ページ、第2項の「全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しない」という判断ですが、（1）に「家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること」となっているのですが、これは前段と同じで、協定書か何か、それをもって確認した場合に適用しないということになるのか、保育内容支援連携協力者を適切に確保することの確認方法についてお尋ねします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、子育て支援係長。

○こども支援課子育て支援係長（齋藤寛樹） 委員お見込みのとおり、協定書等の確認をもって確認いたします。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第56号 名取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号 名取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 議案書71ページの（１）特定地域型保育事業者が代替保育連携協力とあるのですが、連携の範囲をお尋ねします。先ほど病休等云々ということがあったのですが、例えば、ゼロ歳から２歳までの場合で子育てをされていて小規模保育事業所に入り、３歳から小学校に入るまでの保育はどこに頼んだらいいかが分からない場合に、よく母親の皆様方が悩んでいらっしゃるということがあるのですが、代替保育連携協力者の中に、そのような場合の連携を円滑にするような、母親が安心できるような連携協力の在り方というのを、自分が希望する保育所に協力するような体制というのがあるのかどうかお尋ねします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保育係長。

○こども支援課保育係長（佐藤優太） 連携施設の設定の中に保育の受皿を確

保するというものがあるのですが、そのほかの手法として、市で2歳児で卒園してしまう児童を優先的に調整する等の配慮をすることで、それに代わる手続のやり方にしても問題ないという国からの通知がありますので、市では、地域型保育施設を卒園する2歳児、卒園児については、3歳以降を受け入れられる施設に通常の申込み児童より優先的に調整することで、卒園後の受皿がなくならないよう配慮して調整を行っているところです。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。大友康信委員。

○委員（大友康信） 17施設、代替保育連携協力者というのはまだ実際に実績としてはないということを本会議で伺っていると思います。これを、例えば幼稚園、保育所、こども園とか、経営母体が同じようなところであると連携の仕方というのはすごくスムーズにいくと思うのですが、ほかの代替施設と協定を結んでいないところもあるかと思います。まだ協定を結んでいないところがあるのかどうか、まず伺います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保育係長。

○こども支援課保育係長（佐藤優太） 市内11施設の地域型保育事業所については、全ての施設で3つの連携項目についてカバーする形で協定を結んでおり、協定を結んでいない施設はないという状況になっております。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第57号 名取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第57号は原案の

とおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。議案第55号から議案第57号までの3か件に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成につきましては委員長に一任することに決しました。

以上で本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時24分 散会

令和7年6月17日

民生教育常任委員会

委員長 小野寺 美穂